

特定非営利活動法人千葉県スケート連盟 細則

2013年9月14日改訂、同日施行

第1章 会員、入会金及び会費

第1条 この法人の会員及び会費の規定は、定款に定める他は本細則による。

(会員)

第2条 この法人の会員は、定款に定める他は以下とする

- (1) 一般会員 この法人に加盟した細則第2章に規定した加盟団体（以下、加盟団体）及び細則第7章で規定したクラブ（以下、クラブ）の会員である競技者並びに普及指導員とする。一般会員が所属する団体はいかなる場合も1団体に限られる。

(入会)

第3条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、毎年4月30日までに、会長に申し込むものとする。

第4条 一般会員として入会しようとするものは、会長が別に定める登録申込書により、当該者が所属する加盟団体及びクラブより、毎年4月30日までに、会長に申し込むものとする。加盟団体及びクラブに所属しないものの入会を認める。但し、そのものの細則第1章に定める競技者登録における所属名は千葉県スケート連盟とする。

(更新)

第5条 正会員及び賛助会員として更新しようとするものは、会長が別に定める更新申込書により、毎年4月30日までに、会長に申し込むものとする。

第6条 一般会員として更新しようとするものは、会長が別に定める更新申込書により、当該者が所属する加盟団体及びクラブより、毎年4月30日までに、会長に申し込むものとする。

(会員の入会金、区分及び会費)

第7条 会員の入会金、区分及び年会費は以下とする。

- (1) 入会金は正会員、賛助会員、一般会員いずれも徴収しない。
(2) 会員の区分及び年会費は以下とする。

正会員	第1種会員	10,000円
	第2種会員	10,000円
	第3種会員	10,000円
	第4種会員	10,000円
	第10種会員	10,000円
賛助会員		10,000円（一口）
一般会員	第5種会員	2,000円
	第6種会員	2,000円
	第7種会員	1,000円
	第8種会員	1,000円
	第9種会員	5,000円

第5種から第8種会員の年度途中の入会及び更新時の年会費は、各々倍額とする。

(競技者登録)

第8条 第1種から第9種会員は各々、以下の区分で財団法人日本スケート連盟に競技者登録される。

登録競技者第1種	加盟団体の推薦する特別専門委員
登録競技者第2種	同上スピード専門会員
登録競技者第3種	同上フィギュア専門委員
登録競技者第4種	同上普及専門会員
登録競技者第5種	スピードスケート成年選手
登録競技者第6種	フィギュアスケート成年選手
登録競技者第7種	スピードスケート少年選手
登録競技者第8種	フィギュアスケート少年選手
登録競技者第9種	基礎スケート指導員・準指導員

(会員の資格の喪失)

第9条 一般会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出をしたとき。
(2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 継続して1年以上、会費を滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 一般会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 一般会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の一般会員としての義務に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第2章 加盟団体

第13条 この法人の加盟団体の規定は、本細則による

(加盟)

第14条 この法人に加盟を希望する県下で活動するスケート競技団体は、会長が別に定める加盟申請書(名称、代表者、事務所所在地、規約、役員名簿を含む)により、会長に申し込むものとし、理事会の議決により会長が加盟を認める。

2、この法人のクラブと加盟団体の合計数はスピードスケート及びフィギュアスケート各競技各々、以下を越えないものとする。

(1) 地域(行政区分)を代表する団体は1地域1団体

(2) 企業を代表する団体は1企業1団体

(3) 学校を代表する団体は1学校1団体

(4) その他の団体の内、スケート競技施設に拠点を置く団体は1施設1団体

3、この法人への団体の加盟申請には、この法人の理事2名の推薦を要する。

第15条 この法人の加盟団体とその会員は、定款、細則、諸規定及び総会、理事会の決定を守らなければならない。

(報告義務)

第16条 加盟団体はこの法人に毎年4月30日までに、次のことを報告しなければならない。

(1) 前年度活動報告

(2) 新年度事業計画

(3) 規約並びに主たる役員の名簿、但し、変更のあった場合のみとする。

(資格の喪失)

第17条 この法人に加盟した団体は、次の事由によりその資格を喪失する。

(1) 脱退

(2) 加盟団体の解散

(3) 除名

(脱退)

第18条 この法人に加盟した団体が脱退しようとするときは、会長が別に定める脱退届を会長に提出するものとし、理事会の承認により会長が脱退を認める。

(除名)

第19条 この法人加盟団体が、次の各号に該当するときは理事会の議決により、会長がこれを除名することが出来る。

(1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為のあったとき

第3章 役員選挙

第20条 この法人の役員選挙に関する規定は、定款に定めるほかは本細則による。

(投票)

第21条 役員選挙は通常総会において、文書投票により行う。

(開票)

第22条 役員投票の開票は、監事立ち合いのうえ行い、その総会において報告しなければならない。

2. 開票の結果同数のものがあるときは、抽選によって定める。

第4章 会長代行、名誉会長及び顧問

第23条 この法人の会長代行、名誉会長及び顧問に関する規定は、本細則による。
(会長代行)

第24条 この法人に会長代行を置くことができる。
2. 会長は副会長の内、1名を会長代行に指名することができる。
3. 会長代行は、会長の旨を受け、その職務を代行する。
(顧問)

第25条 この法人に名誉会長及び顧問をおくことができる。
2. 名誉会長及び顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
3. 顧問は会長の諮問に応じ、意見を述べる事が出来る

第5章 委員会

第26条 この法人の委員会に関する規定は、本細則による。
(設置)

第27条 この法人は事業遂行上必要あるときは、理事会の決議により委員会を設けることができる。
2. 委員会は理事会に意見を具申すると共に理事会の諮問に応ずる。
3. 委員会の委員長は理事の中から理事会に諮り、会長が委嘱する。
(常置委員会)

第28条 常置の委員会として次のものを置く。

- (1) スピードスケート委員会
スピードスケート競技及びショートトラック競技に関する事項を掌理する。
- (2) フィギュアスケート委員会
フギュアスケート競技、シンクロナイズスケート競技に関する事項を掌理する
- (3) 競技普及委員会
スケート競技普及に関する事項を掌理する
- (4) 医事委員会
競技力向上医事に関する事項を掌理する
- (5) 総務委員会
財務、総務、法務、広報、情報管理、事務局に関する事項を掌理する
- (6) 事業委員会
地域交流、施設運営、国際交流、その他の事業に関する事項を掌理する

(報告)

第29条 委員会は事業、予算の施行状況、審議経過等、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
2. 予算外事業は、事前に理事会の承認を得なければならない。

第6章 部会

第30条 この法人の部会に関する規定は、本細則による。
(設置)

第31条 委員会は事業遂行上必要あるときは、理事会の決議により部会を設けることができる。
2. 委員会の部会の部会長は正会員の中から理事会に諮り、委員長が委嘱する。
(常置部会)

第32条 部会は常置の部会として次のものを置く。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) スピードスケート委員会 | 競技指導者部会 |
| (2) 同 | 競技運営部会 |
| (3) 同 | 選手強化部会 |
| (4) 同 | クラブ部会 |
| (5) フィギュアスケート委員会 | 競技指導者部会 |
| (6) 同 | 競技運営部会 |
| (7) 同 | 選手強化部会 |
| (8) 同 | クラブ部会 |
| (9) 競技普及委員会 | 普及指導者部会 |
| (10) 同 | 普及運営部会 |
| (11) 総務委員会 | 広報部会 |

(12) 同

事務局運営部会

(報告)

第 33 条 部会は事業、予算の施行状況、審議経過等、遅滞なく所轄する委員会に報告しなければならない。

2, 予算外事業は、事前に所轄する委員会の承認を得なければならない。

第 7 章 クラブ

第 34 条 この法人のクラブに関する規定は、本細則による。

(設置)

第 35 条 この法人に継続的な競技普及、競技者及び指導者の育成、地域スポーツの活性化を目的としたクラブを置く。

2, クラブの内、アクアリンクちばに拠点を置くクラブは名称をアクアリンクちばスケートクラブとする。

3, クラブにはスピードスケート部とフィギュアスケート部を置き、この法人のスピードスケート委員会クラブ部会とフィギュアスケート委員会クラブ部会が、各々所轄する。

第 8 章 競技技術指導員

第 36 条 この法人の競技技術指導員に関する規定は、本細則による。

(職務)

第 37 条 競技技術指導員は細則第 7 章で規定したクラブの競技技術指導に当たる。

(認定)

第 38 条 細則第 1 章で規定した第 10 種会員の内、この法人の競技技術指導員の認定を希望するものは、会長が別に定める競技技術指導員認定申請書により、毎年 4 月 30 日までに、会長に申請するものとし、理事会の議決により会長が認定する。

2, 競技技術指導員の認定申請には、この法人の理事 2 名の推薦を要する。

(更新)

第 39 条 競技技術指導員の認定を更新しようとするものは、会長が別に定める更新申請書により、毎年 4 月 30 日までに、会長に申請するものとする。

(定年制)

第 40 条 競技技術指導員の認定申請及び認定更新時における年齢は 70 歳以下とする。その年齢の基準日は 4 月 1 日とする。

(認定料及び会費)

第 41 条 競技技術指導員の認定料及び年会費は以下とする。

(1) 認定料は徴収しない。

(2) 年会費は 50,000 円とする。

(資格の喪失)

第 42 条 競技技術指導員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出をしたとき。

(2) 継続して 1 年以上、会費を滞納したとき。

(3) 除名されたとき。

(資格の取り消し)

第 43 条 競技技術指導員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、会長がその資格を取り消すことができる。

(1) この法人の競技技術指導員としての義務に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

付則

1, 2008 年 10 月 15 日施行する。

2, 理事会決議により 2010 年 5 月 22 日より追加施行する。

3, 理事会決議により 2011 年 6 月 25 日より追加施行する。

4, 理事会決議により 2012 年 4 月 28 日より追加・改訂施行する。

5, 理事会決議により 2013 年 9 月 14 日より追加施行する。